

宿泊約款

第1条（本約款の適用）

1. 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条（宿泊引受けの拒絶）

1. 当館は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
  - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者と明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

第3条（氏名等の明告）

1. 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
  - (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
  - (2) その他当館が必要と認めた事項

第4条（予約金）

1. 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期限（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

第5条（予約の解除）

1. 当館は、宿泊予約の申込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

(1) 予約の全部を取消された場合の取消料

取消の通知を うけた日 予約 申込人数	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前
14名まで	100%	50%	30%	30%							
15名～30名まで	100%	50%	30%	30%	20%						
31名～100名まで	100%	50%	30%	30%	20%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	50%	30%	30%	25%	25%	25%	15%	15%	10%	10%

(注) %は、予約宿泊料金に対する取消料率です。

(2) 予約の人数が減った場合の取消料

予約申込 人 数	取消人数	予約申込人数に 対して最終的に 泊まる人の割合	取 消 料
100名以下 の 場 合	20%以内のとき		無 料
	20%を超えるもの	50%未満のとき	20%以上の人員について 上記表の相当額
		50%以上のとき	20%以上の人員について 上記表の相当額の30%
101名以上 の 場 合	10%以内のとき		無 料
	10%を超えるもの	50%未満のとき	10%以上の人員について 上記表の相当額
		50%以上のとき	10%以上の人員について 上記表の相当額の30%

2. 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

#### 第6条

1. 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
  - (1)第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。
  - (2)第3条第1号の事項の明告を求められた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
  - (3)第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてはすでに収受した予約金があれば返還します。

#### 第7条（反社会的勢力の排除）

##### 1. 宿泊引受の拒絶及び解除

当館は、宿泊しようとするものが次の事由に該当する場合、宿泊の引受けをお断りし、契約締結後に当該事由が判明した場合は、当該契約を解除します。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合
  - (2)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
  - (3)法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
  - (4)当館の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
  - (5)当館若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は法的な責任を超えた不当な要求をした場合
- ##### 2. 宴会利用契約の締結拒絶及び解除
- 当館は、次に掲げる事由に該当する場合、宴会利用契約の締結に応じず、契約締結後に当該事由が判明した場合は、当該契約を解除します。
- (1)宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合
    - ア 反社会的勢力
    - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
    - ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
  - (2)当館の利用が暴力団を利することとなる場合
  - (3)当館の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
  - (4)当館若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は法的な責任を超えた不当な要求をした場合

#### 第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊者は、宿泊日当日当館の玄関帳場（フロントオフィス）において次の事項を当館に登録して下さい。
  - (1)第3条第1号の事項
  - (2)外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
  - (3)出発日及び時刻
  - (4)その他当館が必要と認めた事項

#### 第9条（チェックアウトタイム）

1. 宿泊者が当館の客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は、午前11時とします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて各室の使用に際する場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
  - (1)午後1時まで 室料の3分の1
  - (2)午後4時まで 室料の2分の1
  - (3)午後4時すぎ 室料の全額
3. 日によっては応じない場合があります。

#### 第10条（営業時間等）

1. 当館の施設の営業時間は、次のとおりとします。
  - バー&ショップ……………午前7：00～午後11：00
  - 展望風呂……………午前5：00～午前11：00/午後3：00～午前1：00

#### 第11条（料金の支払い）

1. 料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当館が請求したとき当館の玄関帳場（フロントオフィス）において行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

#### 第12条（利用規則の遵守）

1. 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に提示した利用規則に従っていただきます。

#### 第13条（宿泊継続の拒絶）

1. 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
  - (1)第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。
  - (2)前条の利用規則に従わないとき。

#### 第14条（宿泊の責任）

1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館の玄関帳簿（フロントオフィス）において宿泊の記録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
2. 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

#### 第15条（寄託物等の取り扱い）

1. 当宿泊客が、当ホテル（館）にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテル（館）の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル（館）は、その損害を弁償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテル（館）

に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテル（館）はその損害を賠償します。